

東 運 監 第 6 2 3 号  
東 労 基 発 第 1 5 0 号  
平 成 23 年 11 月 29 日

荷主団体代表者各位

関東運輸局東京運輸支局長

東京労働局労働基準部長

貨物自動車運送事業における安全運行の確保、過労運転  
防止及び荷役作業の安全確保のための協力要請について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より運輸行政及び労働行政の推進につきまして多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者につきましては、運輸関係法令及び労働関係法令の遵守とともに、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図ることを目的とした「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)及び過労運転防止を目的とした「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年8月20日国土交通省告示第1365号)を遵守することが求められています。

東京労働局では引き続き、監督指導等により、貨物自動車運送事業における長時間労働及び過重労働による健康障害防止に努めることとしています。

また、貨物自動車運送事業における労働災害は、全産業の1割強を占め、その7割は荷役作業時に発生しており、さらにその内の3割強が「墜落・転落」となっています。その多くは、荷主、配送先、元請事業者等の事業場構内で発生していることから、貨物自動車運送事業者の労働災害防止対策に荷主等が積極的に関与していただくことにより、一層の効果的な安全衛生活動の推進を図る必要があります。

このため、厚生労働省では、本年6月、「陸上貨物運送業の荷役作業における労働災害防止対策」を策定し、貨物自動車運送事業における荷役作業時の安全衛生水準のより一層の向上を図ることとしています。

さらに、国土交通省では、平成19年5月にまとめた「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」において、荷主からの無理な運行依頼など、荷主の行き過ぎた

行動が貨物自動車運送事業者の安全運行を阻害する要因となっていると指摘した上で、平成 20 年 4 月から貨物自動車運送事業法に基づく荷主勧告制度を強化し、勧告の対象に従来の過積載運行のほか、過労運転や最高速度違反を新たに加えたところであります。

また、「事業用自動車総合安全プラン 2009」に基づき死傷事故半減及び飲酒運転撲滅を最大の目標に、平成 21 年 10 月より処分基準を強化し監査を進めているところでありますが、さらに平成 23 年 5 月よりアルコール検知器を使用した点呼の実施を義務付け、貨物自動車運送事業者のコンプライアンスの徹底を指導してまいります。

つきましては、貴職におかれましても、都内傘下会員に対し、運送の発注を行うに当たり下記事項について配慮していただくよう、さらなるご指導をお願い申し上げますとともに、別添パンフレット「荷主のみなさまへ 自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください」について、会員に対して周知していただくようお願い申し上げます。

## 記

- 1 貨物自動車運送事業者が労働基準法に定める労働時間等を遵守した運行計画を立てられるように、発注条件をあらかじめ明確にした計画的・合理的な発注を行うこと。  
なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。
- 2 運送貨物の量を増やすよう依頼する場合、適正な運行計画が確保され、過積載運行とならないようにすること。
- 3 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定やルート変更等を行い、遅延に対するペナルティ付与を行わないよう柔軟に対応すること。
- 4 荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。
- 5 荷積み、荷卸し作業時に、トラック運転者が荷台又は荷の上から墜落・転落する等の労働災害が多発しているため、構内において安全に荷の積み卸し作業ができるようにすること（荷役施設・設備の安全対策のほか、貨物自動車運送事業者との協議の場の設置、荷役作業の内容等の貨物自動車運送事業者への通知等）。
- 6 運送契約においては、適正な運賃を設定すること（燃料サーチャージ制含む）。